

締約国に関する情報 C Z	チェキア 一般情報	附属書 B 1 C Z
国内官庁の名称	Industrial Property Office of the Czech Republic (チェコ共和国工業所有権庁)	
所在地及び郵便のあて名	Antonína Čermáka 2a, 160 68 Praha 6, Czechia	
電話番号	(420) 220 383 111 (オペレータ案内) (420) 220 383 459 (PCT部)	
ファクシミリ装置	(420) 224 324 718	
電子メール	posta@upv.cz	
インターネット	www.upv.cz	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には、送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
チェキアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、チェコ共和国工業所有権庁、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
チェキアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：チェコ共和国工業所有権庁 (国内段階参照) 欧州特許：欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
チェキアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許, 実用新案 (実用新案は、国内特許に代えて又は国内特許に加えて求めることができる) 欧州：特許	
国際型調査に関するチェキアの規定	なし	

[次頁に続く]

C Z

チェキア (続き)

C Z

国際公開に基づく仮保護

国内特許を目的とする指定の場合：

特許法第11条(4)の規定により，出願人は，チェコ語による国際出願の公開の後でのみ妥当な報酬を受ける権利を有する

欧州特許を目的とする指定の場合：

(1) EPOの公用語の1つで公開された国際出願：事情に応じて合理的な損害賠償，ただし，出願の請求の範囲の翻訳文に関する国内要件が満たされていることを条件とする（特許法第35a条(4)を参照）

(2) EPOの公用語でない言語で公開された国際出願：(1)に規定する保護は，EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまでは効力が生じない

チェキアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報

国内保護について

チェキアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合，管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？

あり（附属書L参照）

欧州特許については，附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照